

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和6年8月15日(2024.8.15)

【国際公開番号】WO2023/100691

【出願番号】特願2023-564886(P2023-564886)

【国際特許分類】

C 1 2 N 5/074(2010.01)
 A 6 1 K 8/49(2006.01)
 A 6 1 K 8/9711(2017.01)
 A 6 1 K 8/9717(2017.01)
 A 6 1 K 8/9722(2017.01)
 A 6 1 Q 19/00(2006.01)
 A 6 1 P 17/00(2006.01)
 A 6 1 P 17/16(2006.01)
 A 6 1 P 17/18(2006.01)
 A 6 1 P 43/00(2006.01)
 A 6 1 K 31/4164(2006.01)
 A 6 1 K 36/03(2006.01)
 A 6 1 K 36/04(2006.01)
 A 6 1 K 36/05(2006.01)

10

20

【F I】

C 1 2 N 5/074
 A 6 1 K 8/49
 A 6 1 K 8/9711
 A 6 1 K 8/9717
 A 6 1 K 8/9722
 A 6 1 Q 19/00
 A 6 1 P 17/00
 A 6 1 P 17/16
 A 6 1 P 17/18
 A 6 1 P 43/00 1 2 1
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 A 6 1 K 31/4164
 A 6 1 K 36/03
 A 6 1 K 36/04
 A 6 1 K 36/05

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年5月13日(2024.5.13)

40

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘパラナーゼ / MMP - 9 阻害剤、および
 海藻抽出エキス

を有効成分として含有することを特徴とする、表皮幹細胞増殖促進剤。

50

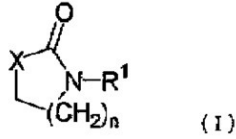
【請求項 2】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤が 1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - イミダゾリジノンもしくはその誘導体である、請求項 1 に記載の剤。

【請求項 3】

1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - イミダゾリジノンまたはその誘導体が、下記一般式 (I) :

【化 1】



10

(一般式 (I) 中、n は 1 ~ 3 の整数、R¹ は水素原子又は、水酸基で置換されてもよい炭素数 1 ~ 6 の炭化水素基であり、X は - CH₂ - 又は、- N (R²) - で示される基であり、R² は水素原子又は、水酸基で置換されてもよい炭素数 1 ~ 6 の炭化水素基を意味する。)

で示される環状カルボキサミド誘導体である、請求項 2 に記載の剤。

【請求項 4】

海藻抽出エキスが、褐藻・紅藻・緑藻の混合抽出エキス、またはアルジェレックスである、請求項 1 又は 2 に記載の剤。

20

【請求項 5】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤が 1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - イミダゾリジノンであり、海藻抽出エキスが、アルジェレックスである、請求項 1 又は 2 に記載の剤。

【請求項 6】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤、および海藻抽出エキスを有効成分として含有することを特徴とする、シワ改善剤。

【請求項 7】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤、および海藻抽出エキスを有効成分として含有することを特徴とする、皮膚のバリア機能の改善剤。

30

【請求項 8】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤および海藻抽出エキスを含む組成物を皮膚に適用することを特徴とする、美容方法。

【請求項 9】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤および海藻抽出エキスを含む組成物を皮膚に適用することを特徴とする、シワを防止または改善するための非治療的方法。

【請求項 10】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤および海藻抽出エキスを含む組成物を皮膚に適用することを特徴とする、皮膚のバリア機能を改善するための非治療的方法。

40

【請求項 11】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤、および海藻抽出エキスを含む組成物。

【請求項 12】

表皮幹細胞の増殖を促進する、及び / 又はシワの改善をする、及び / 又は皮膚のバリア機能を改善するための、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】

非治療的な美容用途に用いられる、請求項 11 又は 12 に記載の組成物。

【請求項 14】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤が 1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - イミダゾリジ

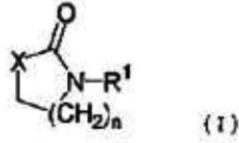
50

ノンもしくはその誘導体である、請求項 1 1 又は 1 2 に記載の組成物。

【請求項 1 5】

1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - イミダゾリジノンまたはその誘導体が、下記一般式 (I) :

【化 2】



10

(一般式 (I) 中、n は 1 ~ 3 の整数、R¹ は水素原子又は、水酸基で置換されてもよい炭素数 1 ~ 6 の炭化水素基であり、X は - CH₂ - 又は、- N (R²) - で示される基であり、R² は水素原子又は、水酸基で置換されてもよい炭素数 1 ~ 6 の炭化水素基を意味する。)

で示される環状カルボキサミド誘導体である、請求項 1 4 に記載の組成物。

【請求項 1 6】

海藻抽出エキスが、褐藻・紅藻・緑藻の混合抽出エキス、またはアルジェレックスである、請求項 1 1 又は 1 2 に記載の組成物。

【請求項 1 7】

ヘパラーゼ / MMP - 9 阻害剤が 1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - イミダゾリジノンであり、海藻抽出エキスが、アルジェレックスである、請求項 1 1 又は 1 2 に記載の組成物。

20

30

40

50